

# 副本

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1581名


被告 国

## 意見書


平成28年2月18日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中


被告指定代理人

保木本 正 樹 


福澤 純 治 

岸田 二郎 

川上 洋 一 

稲積 孝 志 

石原 裕 二 

井上 莉 恵 

田辺 昌 紀 

安	元	晶	子	
松	井	和	彦	
矢	田	真	司	
吉	田	竹	志	
佐	々	木	新	
日	笠		紘	
加	本	善	紀	

被告は、本意見書において、原告らの平成27年（2015年）11月16日付け原告第4準備書面及び原告第5準備書面並びに平成28年（2016年）2月12日付け原告第6準備書面（以下、それぞれ「原告第4準備書面」、「原告第5準備書面」、「原告第6準備書面」といい、これらを併せて「本件各文書」という。）に係る取扱いについて、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見

- 1 本件各文書は、実質的には陳述書（書証）であるため、主張書面としての陳述を認めるべきではない。
- 2 仮に、本件各文書について、主張書面として取り扱い、平成28年2月22日の第3回口頭弁論期日においてその陳述を認めるとしても、本件各文書の内容を原告ら本人が口頭で説明することは認めるべきではない。

## 第2 理由

- 1 本件各文書は実質的には陳述書（書証）であり、主張書面としての陳述を認めるべきではないこと
  - (1) そもそも、準備書面の記載事項は、「攻撃又は防御の方法」及び「相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述」とされており（民事訴訟法161条2項）、このうち「攻撃又は防御の方法」とは、攻撃防御のために用いられる実体法上又は訴訟法上の一切の方法をいい、権利又は法律関係を発生・変更・消滅させるのに必要な個々の事実（主要事実）、主要事実の存在を推認させ又は推認を妨げる事実（間接事実）、主要事実・間接事実に関する証拠の信用性にかかわる事実（補助事実）が該当すると解されている（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ414及び415ページ）。また、準備書面において、事実についての主張を記載する場合には、できる限り、請求を理由づける事実、抗弁事実又は再抗弁事実（主要事実）についての主

張とこれらに関する事実（間接事実）についての主張とを区別して記載しなければならないとされている（民事訴訟規則79条2項）。

そして、民事訴訟法においては弁論主義が採用されており、上記のような当事者の弁論から得られる訴訟資料と、証拠調べの結果感得される内容である証拠資料とが峻別されている（門口正人編・民事証拠法体系第1巻53ページ）。

(2) しかるところ、本件各文書については、原告第4準備書面は原告孫崎享本人、原告第5準備書面は原告赤城智美本人、原告第6準備書面は原告野々山理恵子本人が、それぞれ単独の作成者とされている文書であり、その内容は、いずれも、「私は」で始まり、各人の経歴、心情、裁判所への要望等が記載されているものであり、その内容は正に各作成者らの陳述書と全く異なるところがないことは明らかであり、既に原告らが書証として提出した原告大泉真佐美の陳述書（甲第C1号証）とその体裁や記載要領が酷似していることに徴すれば、このことはより一層明らかというべきである。取り分け、原告らは、平成27年11月16日の第2回口頭弁論期日で、裁判所が上記原告孫崎享本人及び原告赤城智美本人の意見陳述を認めない旨の訴訟指揮をした際、原告ら代理人ら自身が、上記原告ら本人の意見陳述を内容とする準備書面を用意している旨発言していたことからすれば、原告ら自身も、本件各文書が、実質的には原告ら本人の陳述書であることを自認していたといえる。

他方、本件各文書には、攻撃防御方法としての事実主張が全く整理されて記載されておらず、争点や主張の整理にも資するものではない。

したがって、本件各文書は主張書面として陳述させる必要はなく、裁判所においては、陳述を認めるべきではない。

なお、原告らにおいて、飽くまでも本件各文書の内容を主張・立証したいというのであれば、立証対象としての事実を明確にした上で、本件各文書を

陳述書（書証）として提出し、取り調べれば足りるというべきである。

2 本件各文書について主張書面としての陳述を認めるとしても、その内容を原告ら本人が口頭で説明することを認めるべきではないこと

(1) はじめに

原告らが本件各文書を提出したのは、上記1(2)でも述べたとおり、第2回口頭弁論期日において、上記原告孫崎亨本人及び原告赤城智美本人の意見陳述を希望したにもかかわらず、裁判所がこれを認めない旨の訴訟指揮をしたため、準備書面の陳述及びその説明という名目で、実質的に原告ら本人の意見陳述を行うことを意図していることは明らかである。

したがって、仮に、本件各文書について、主張書面として取り扱い、第3回口頭弁論期日において、その陳述を認めるとしても、上記のような意図をもって準備書面の内容を原告ら本人が口頭で説明することは相当ではない。

以下、詳述する。

(2) 原告本人の「意見陳述」は訴訟手続上の位置づけが不明であること

そもそも、民事訴訟手続における原告本人の「意見陳述」は、訴訟法的には弁論事項としての主張ではなく、証拠方法としての当事者本人尋問（民事訴訟法207条）でもなく、これを認める明確な法的根拠はない。

それにもかかわらず、原告本人の意見陳述を安易に認めると、事実上、弁論や本人尋問を行ったのと同様の影響を及ぼすおそれがあり、少なくとも他方当事者はそのような懸念を抱くことになり、当事者間の公平を害する上、当事者尋問に関する厳格な規制（民事訴訟法207条、209条、210条、202条、203条、民事訴訟規則127条、112条ないし117条等）等が及ばず、その内容及び方法に関する規制がないから、訴訟に現れる事実関係の範囲を不明確にするおそれがある。

したがって、原告本人の意見陳述については、訴訟手続上の位置づけが不明であり、これを認めることによる弊害も少なくないといわざるを得ないの

であるから、第2回口頭弁論期日において、裁判所が、原告ら本人の意見陳述を認めなかった訴訟指揮は極めて正当なものである。

(3) 原告ら本人が法廷で何らかの事項を直接口頭で述べて立証する必要があるのであれば、民事訴訟法上の手続によるべきであること

また、原告らにおいて、原告ら本人が法廷で裁判所に直接口頭でその経歴や心情、裁判所に対する要望、その他何らかの事項を述べて立証する必要があると考えるのであれば、原告本人尋問の申出をし、裁判所にその必要性の判断を仰ぐべきである。

なお、仮に、裁判所が、争点整理の結果等を踏まえた結果、原告本人尋問の必要性を認めないと判断した場合でも、原告らにおいて、本件各文書に記載された経歴や心情、裁判所に対する要望等についての陳述書を作成して書証として提出すれば、裁判所が直接これを取り調べることとなり、原告らの所期の目的は達成されるのであるから、いずれにしても、原告ら本人の意見陳述の必要性は認められない。

(4) 口頭弁論期日における準備書面の陳述として、本件各文書の内容を原告ら本人が口頭で説明することが相当でないこと

そして、上記で述べたとおり、本件各文書は、実質的には原告ら本人の陳述書に相当するものであるところ、これを主張書面として取り扱うのであれば、当該内容の訴訟手続上の位置づけは弁論事項である主張にとどまるという点で明確になるものの、これを口頭弁論期日において原告ら本人が口頭で読み上げるなどすれば、実質的には正に原告ら本人による意見陳述そのものというほかはない。

その結果、上記(2)で述べたとおり、事実上本人尋問を行ったのと同様の影響を及ぼすおそれがあり、少なくとも他方当事者はそのような懸念を抱くことになり、当事者間の公平を害する上、当事者尋問に関する厳格な規制等が及ばず、その内容及び方法に関する規制がないから、訴訟に現れる事実関

係の範囲を不明確にするおそれがある。

したがって、仮に、本件各文書を、主張書面として取り扱い、第3回口頭弁論期日においてその陳述を認めるとしても、当該内容を口頭で説明する必要があるというのであれば、訴訟代理人らにおいて、かつ、その要旨についてのみ、短時間で説明するにとどめるべきであり、原告ら本人が当該内容を口頭で説明するなどして陳述することは相当でない。

以 上